

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十八号

平成二十九年

十月十日

火曜日

目次

選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項の規定による山梨県における各選挙区の候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ち

山梨県第一区 二千五百五十六万九千円

山梨県第二区 二千三百十六万六千四百円

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番